

こんにちは！川崎南部就労援助センターです！みなさまへセンターからのお知らせなどをおつたえします



11月のお知らせ

就職サポート説明会

第8回

2020年11月17日(火)

10:30~11:30

第9回

2020年12月9日(水)

14:30~15:30

参加ご希望の方は

当センターへ

お問い合わせください

川崎南部就労援助センター
〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-7-5
タカシゲビル6F

TEL:044-201-8663

FAX:044-201-8668

URL: <http://www.aotori-y.jp/kawasaki-south-syuro/>

とくれいこがいしゃ 特例子会社とは

今日は、「特例子会社」についてご紹介します。

特例子会社とは、障害者の雇用に配慮し、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなされる会社です。

大きな特徴は、障害があっても取り組みやすい様々な業務（事務補助、清掃、製造、各種メンテナンス等）

を親会社から切り出し、特例子会社の社員がそれに従事することができるという点です。

応募するには、基本的に障害者手帳が必要となりますがメリットが2つあります。

① 業務があらかじめ明確になっていることが多く、自分に合っている仕事に就きやすい。

1日のお仕事の流れ~(例)清掃業

| | | | |
|-------|-----------------|-------|----------|
| 8:30 | 朝ミーティング | 15:00 | ガラス窓掃除 |
| 9:00 | ゴミ出し分別 周辺の清掃 | 15:30 | 休憩 |
| 10:00 | 玄関掃除 各階洗濯場清掃 | 16:00 | エレベーター清掃 |
| 11:30 | 休憩・昼食 | 17:30 | 終業ミーティング |
| 12:45 | 食堂清掃 | | |



② 仕事内容・就業規則・施設面等の配慮やサポートを得られやすい。

例えば…事務補助は、会議室の清掃や備品管理、データ入力、PDF化等の仕事が切り出されていて、急な仕事内容の変更がないよう配慮されている。

前回ご紹介した、福祉的就労等と比較しご自身に合うお仕事探しをしてみてください。

※障害者雇用率・・・障害者雇用促進法により、従業員45.5人以上の民間企業の事業主は雇用している全ての従業員に対して2.2%の障害者を雇用しなければならないとしている



求職中の方も相談可能です
ご相談お待ちしております